

平成十八年二月

国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百八十九年十月六日にモントリオールで署名された議定書の説明書

外務省

目次

一 概説	一
1 議定書の成立経緯	一
2 議定書締結の意義	一
3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4 早期国会承認が求められる理由	一
二 議定書の内容	一
三 議定書の実施のための国内措置	一
(参考)	三

一 概説

1 議定書の成立経緯

(1) 国際民間航空機関（以下「機関」という。）は、昭和十九年（千九百四十四年）に作成された国際民間航空条約（以下「条約」という。）に基づき、国際民間航空の安全な、かつ、整然たる発展を確保することを目的として設立された。国際連合の専門機関の一つとして国際民間航空に関連する技術、経済、法律等の各分野において極めて活発な活動を行っており、その加盟国数は、漸次増大し、我が国を含め百八十九箇国に達している。

(2) 機関の航空委員会は、航空関係の規則及び手続等に関する国際標準や勧告を審議し、並びにその採択を理事会に勧告すること等を任務としており、その委員の数については、過去一回の改正を経て理事会により任命される十五名の委員から構成されていたところ、その後の加盟国の増加に伴い機関の加盟国全体を適切に反映することを確保するため、平成元年（千九百八十九年）十月にモントリオールで開催された機関の第二十七回総会において、航空委員会の委員の数を増加することを定めるこの議定書が作成された。

2 議定書締結の意義

この議定書は、機関の航空委員会の委員の数を増加するため、条約の該当規定を改正することを内容とするものである。我が国がこの議定書を締結することは、同機関における国際協力を増進する見地から有意義であると認められる。

3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

この議定書の締結により新たな措置をとる義務は生じない。

4 早期国会承認が求められる理由

国際航空運送の主要国たる我が国は、昭和二十八年（千九百五十三年）の機関への加盟以来、理事会や航空委員会等、機関の活動に積極的に参加しており、航空委員会の新たな構成について定めるこの議定書についても早期に締結することが望ましい。

二 議定書の内容

条約第五十六条に定める航空委員会の委員の数を十五から十九に増加する。

三 議定書の実施のための国内措置

この議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考)

1 作成 平成元年十月六日 モントリオールにおいて作成

2 効力発生 平成十七年四月十八日

3 締約国 平成十八年二月一日現在 百十五箇国

アルジェリア、アンドラ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、 Bangladesh、ベラルーシ、ベナン、ブータン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、チリ、中華人民共和国、クック諸島(＊)、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、東ティモール、エクアドル、エジプト、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、大韓民国、クウェート、キルギス、ラトビア、レバノン、レソト、リビア、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、モルディブ、マリ、マルタ、モリシヤス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ナイジェリア、北朝鮮(＊)、ノルウェー、オマーン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サモア、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シंगाポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スワジランド、スウェーデン、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベトナム、ジンバブエ

(＊ 我が国は、国家として承認していない。)